

# 一時収蔵施設 使用の手引

この手引は、一時収蔵施設の使用について、東京都霊園条例等の定めるきまりがまとめられてあります。この手引を良くお読みの上、一時収蔵施設を正しくご使用いただきますようお願いいたします。

## 一時収蔵施設の概要

### 1 一時収蔵施設とは

一時収蔵施設は、お墓を取得するまでの間など、一時的にご遺骨をお預かりするための納骨堂です。使用期間は1年間です。使用期間内に他のお墓をご用意ください。お墓が見つからないなどやむを得ない事情がある場合、更新できます。(更新は4回まで、最長預入れ期間5年間)

一時収蔵施設の使用にあたっては、法要等により一時的にご遺骨を出すことはできませんのでご注意ください。

### 2 一時収蔵施設使用許可証について

使用許可証は、今後1年間一時収蔵施設の利用者であることを示す唯一の証書です。使用許可証は、お墓が見つかりご遺骨を改葬する場合や、更新の手続きのほか、期間満了によりご遺骨を自宅に引取る場合に必要になりますので大切に保管してください。

## 利用者の方が行う各種手続

### 1 住所を変更したとき

住所を変更したときは、ご使用の霊園管理事務所で必ず住所変更の手続きをして下さい。

### 2 施設を使用しなくなったとき(使用終了)

施設を使用しなくなったときは、ご遺骨をお引取りいただくための手続きが必要になります。なお、一度お支払いいただいた一時収蔵施設使用料は、使用期間が途中であってもお返しいたしません。

#### (1) お墓に埋葬する場合

改葬手続きが必要です。改葬許可申請に必要な遺骨証明書を使用している霊園管理事務所で発行します。改葬許可申請は、区・市役所に行ってください。

改葬申請を行う 区役所、市役所	多磨霊園一時収蔵施設 雑司ヶ谷霊園一時収蔵施設 八柱霊園一時収蔵施設	府中市役所 豊島区役所 松戸市役所
--------------------	--	-------------------------

\*土・日・祝日は区・市の担当窓口がお休みのため、改葬許可申請はできません。

#### 必要書類等

- ①一時収蔵施設使用許可証
- ②遺骨証明書(手数料400円)
- ③認印(朱肉で捺印する印鑑)
- ④受入証明書または使用許可証(発行に関しては、埋蔵を行う先の霊園や寺院等にお問合せ下さい。)

(2) 自宅に引き取る場合

使用している霊園管理事務所で、遺骨引渡証明書を発行します。

必要書類等

- ①一時収蔵施設使用許可証
- ②遺骨引渡証明書（手数料400円）
- ③認印（朱肉で捺印する印鑑）

### 3 施設の更新手続

一時収蔵施設は1年間の期限付き施設です。他のお墓が見つからないなどやむを得ない場合、更新できます。なお、都外に転居された場合は使用料が2割増しになります。

\*郵送などによる更新は出来ません。更新は、使用されている霊園管理事務所において、更新手続きを行ってください。

更新手続きに必要な書類等

- ①一時収蔵施設使用許可証（現在使用しているもの）
  - ②使用者の住民票（本籍が記載してあるもの。発行から3ヶ月以内）
  - ③使用者の認印（朱肉で捺印する印鑑）
- \*手続きに関するご案内は、期限が切れる前に通知いたします。  
\*更新申請に際し、お墓をお探しになっている状況等をお伺いすることがあります。

### 4 承継（名義変更）申請手続

名義人を変更する場合は、承継申請手続きが必要です。承継申請ができる方、必要書類等は以下のとおりです。

\*郵送などによる承継は出来ません。承継は、使用されている霊園管理事務所において、承継手続きを行ってください。

(1) 承継人となれる方

- ①使用者の配偶者及び子
- ②①の者が存在しない場合、①以外の使用者の親族

(2) 承継申請に必要な書類等

- ①承継使用申請書及び誓約書（受付窓口にて申請時に記入）
- ②印鑑登録証明書（申請日前3ヶ月以内に発行のもの）
- ③申請人の戸籍謄本（申請日前6ヶ月以内のもの）
- ④一時収蔵施設使用許可証（現在使用しているもの）
- ⑤承継の原因を証明する書類
  - ア 使用者の死亡が確認できる書類（死亡記載の戸籍謄本等）
  - イ 申請人が（1）②である場合は、ア、及び（1）①の者の不存在が確認できる書類（死亡記載の戸籍謄本等）
- ⑥使用者と申請人との続柄を証明する書類
  - ア 戸籍謄本類
    - （ア）使用者と申請人の続柄が確認できる戸籍謄本類
    - （イ）外国籍の場合は、続柄が記載されている外国人登録済証明書、及び必要に応じて外国人登録（閉鎖）済証明書
  - イ 申請人が使用者と内縁関係にある場合、当該内縁関係を示す以下の書類
    - （ア）健康保険証（申請人又は使用者が一方の扶養者として記載されているもの）
    - （イ）住民票（申請人と使用者の住所が同一であることが確認できるもの）
    - （ウ）郵便物等（申請人と使用者の住所が同一であることが確認できるもの）
    - （エ）その他、申請人と使用者の生計が同じであることが確認できる書類

⑦申請者の実印

- \*書類は、必ず原本をお持ちください。印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本の返却を希望される場合は、原本と共に写しを提出してください。
- \*使用期間は、承継が認められた日から、当初使用許可における使用期間の満了日までです（承継後の使用期間の更新回数は、承継前の更新回数と合わせて4回まで）。

## 一時収蔵施設の使用に関するお約束

### 1 収蔵期間満了後の取扱いについて

収蔵期間が満了した場合、すみやかにご遺骨はお引き取りください。

なお、下記の①及び②の場合は、相当の期間が経過したのち、手続きを経た上で、一時収蔵施設から別の場所へご遺骨を改葬します。

① 1年ごとの使用期間の更新手続きをしないで、かつ遺骨の引き取り手続きを行わない場合

② 5年間の収蔵期間満了後もなお、遺骨の引き取り手続きを行わない場合

\* 別の場所へ改葬を行うまでの間、ご遺骨の保管期間に応じて別途保管料をいただきます。

\* 別の場所への改葬前に、遺骨からみて他の親族が引き取りを申し出た場合は、その方に遺骨を引き渡すこともあります。

\* 別の場所への改葬は、無縁改葬のことを言い、改葬後は原則、遺骨は取り出せなくなります。

### 2 施設の使用について

施設を維持管理するために必要な経費の一部として、使用料を徴収しています。みなさんが気持ちよく施設をお使いいただくためにも、ご使用になったお線香やロウソク等は各自が片付けてください。使用者の皆様方のご協力をお願いします。

(お問い合わせ先・ご使用されている各霊園管理事務所)

・多磨霊園管理事務所

府中市多磨町4-628

TEL: 042 (365) 2079

・八柱霊園管理事務所

千葉県松戸市田中新田48-2

TEL: 047 (387) 2181

・雑司ヶ谷霊園管理事務所

豊島区南池袋4-25-1

TEL: 03 (3971) 6868